

2部提出、届出書作成にあたっては記載事項、添付書類に留意してください。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書（記載例）

令和●年●●月●●日

譲受人 拳母 花子

譲渡人 豊田 太郎

豊田市 農業委員長 殿

権利の種類により「設定 or 移転」どちらかを削除

アパート・マンション名も記載のこと

下記によって転用のため農地の権利を設定し、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定によって届け出ます。

1、届出者の住所、および職業	当事者の別	氏名		住 所					
	譲受人	拳母 花子		〒471-0023 豊田市拳母町1丁目3番地5					
	譲渡人	豊田 太郎		〒471-0025 豊田市西町3丁目6番地					
2、土地の所在、地番地目および面積ならびに所有者及び耕作者の氏名、住所	土地の所在	地番	地目		面積	土地の所有者		耕作者	
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
	西町1丁目	1番1	畑	畑	100	豊田太郎	豊田市西町3丁目6番地	同左	同左
	西町1丁目	1番2	畑	雑種地	100	豊田太郎	豊田市西町3丁目6番地	—	—
	西町1丁目	1番3	畑	宅地	100	豊田太郎	豊田市西町3丁目6番地	—	—
豊田西町土地区画整理事業 10ブロック10ロット10 240.23㎡									
以下余白									
計	300㎡（田 ㎡ 畑 300㎡）								
240.23㎡									

現況が農地の場合は、耕作者を記入

土地登記簿により記載
丁目は略さない

仮換地証明により記載のこと

区画整理地内の記載は赤字で記載のこと

所有権——移転
賃借権——設定
使用貸借権——設定

届出受理日以降とすること

3、権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利設定、移転の時期	権利の存続期間	その他
	所有権	設定 <u>移転</u>	令和●年●●月●●日	永年	
4、転用計画	転用の目的	住宅建築			
	転用の時期	工事着工時期	届出受理後（決まっている場合、是正の場合はその時期）		
		工事完了時期	受理後6か月（決まっている場合、是正の場合はその時期）		
転用の目的に係る事業または施設の概要	住宅1棟 敷地面積 240.23㎡ 建築面積 90.57㎡ 建ぺい率 37.7%				
5、転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要	土地造成は盛土（切土）80cm（都市計画法第29条の判定に必要なため造成高は必ず記入）				
	給水は上水道、家庭排水は下水道、雨水排水は既設排水路（豊田市の下水道は分流式です。また合併浄化槽も同様に分流式です）				
	万一、周辺農地等に被害を及ぼした場合には、当方にて責任を持って対処します。				

少数第一位まで記入

（記載例）

- 法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してください。
- 譲渡人が2人以上である場合は、届出書の差出人は「譲受人何某」、及び「譲渡人何某何名」とし、届出書の1及び2の欄は「別紙記載のとおり」と記載して申請できるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 「転用の目的に係る事業または施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。